

**令和5年度第1回
函館市学校部活動の地域連携・地域移行等に関する協議会**

日 時	令和5年6月21日（水） 18:30～19:20
場 所	函館市役所 5階 教育委員室
出 席 （委員）	佐竹委員，西田委員，長瀬委員，小澤委員，渡辺委員， 塚田委員，五十嵐委員，田上委員，佐藤委員，古御堂委員， 駒野委員（11名）
(アドバイザー)	深見渡島教育局教育支援課長
(事務局)	藤井教育長，小笠原学校教育部長，金野教育政策推進室長， 櫛田教育政策課長，鈴木主査，蝦名主任主事（6名）
傍聴者	1名

1 開会

(事務局)

ただ今から，令和5年度第1回函館市学校部活動の地域連携・地域移行等に関する協議会を開会する。

この協議会は，令和5年5月24日に施行した，「函館市学校部活動の地域連携・地域移行等に関する協議会設置要綱」に基づき設置しており，本日の会議については，最初に開催する会議となり，設置要綱附則の第2，会議の招集の特例により，教育長から招集した。

本協議会は，函館市情報公開条例の規定に基づき原則公開となる。本日の議事等は，非公開とする内容がないと考えられるので，全ての会議が公開となるがよろしいか。

<「異議なし」の声>

今後開催する会議の内容によって，公開することが適当でないと認められるときは，非公開とする場合がある。

会議録について，会議終了後に発言要旨を取りまとめた会議録を作成し，事前に，出席委員に確認のうえ，公表するのでご承知願いたい。公開の際には，発言者の氏名は伏せて公開するので，各委員は積極的な発言をお願いしたい。

会議の公開と合わせ報道機関によるカメラおよび写真撮影を認めたいがよろしいか。

<「異議なし」の声>

本日の出欠の状況だが，協議会委員13人中，11人の委員の出席となっており，設置要綱第7条第3項の規定により，半数以上の方の出席により会議が成立していることをお知らせする。

協議会の進行は、設置要綱第7条第2項の規定により、会長が会議の議長となることとなるが、会長が選出されるまでの間、事務局で進行役を務める。

2 教育長挨拶

(事務局)

まず初めに本協議会の開会にあたり、函館市教育委員会 教育長 藤井 壽夫から、挨拶を申し上げます。

(教育長)

第1回目となる函館市学校部活動の地域連携・地域移行等に関する協議会の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。各委員には本協議会の委員就任について快諾いただき心からお礼を申し上げます。

学校の部活動は少子化により、部員数や部活動の数の減少、それから学校、教員の働き方改革といった大きな課題に直面しており、国でも、部活動の地域移行ということで、休日の部活動を地域に移行し、将来的には平日も移行していくという方針が示されたところである。

こうした中、本協議会は、将来にわたり本市の子どもたちが、運動やスポーツ、文化芸術に継続して親しむことができる環境の整備に向け、市立中学校ならびに義務教育学校後期課程の部活動の地域連携および地域移行など、今後の部活動のあり方について検討・協議していただくための重要な位置づけとなる協議会である。

この3月に改訂した「函館市教育振興基本計画」においても、国が示している学校部活動の地域移行の動向を踏まえ、生徒が多様な運動やスポーツ、文化芸術に親しめるような機会の確保について検討すること、と新たに掲げたところであり、地域が一体となって、子どもたちの発達の段階やニーズ等に応じた多様な活動ができる環境を整えてまいりたいと考えている。

部活動の地域移行に向けては、運営体制の構築、指導者、活動場所の確保、経費負担など様々な課題があり、本市の現状を踏まえながら、どのような形態であれば可能か、子供たちにとって何がベストかということを考えていく必要がある。

各委員におかれては、それぞれの立場や経験から、是非とも忌憚のない意見、活発な議論をお願いしたい。

3 委員等および事務局紹介

(事務局)

続いて、就任いただいた委員と事務局の職員を紹介する。机上に委嘱状を配付しているのでご確認いただきたい。委員の任期は、令和8年3月31日までとなっている。

＜事務局から委員，アドバイザーおよび事務局職員を紹介＞

4 説明 1

(1) 函館市学校部活動の地域連携・地域移行等に関する協議会について
(事務局)

＜資料1「函館市学校部活動の地域連携・地域移行等に関する協議会設置要綱」に基づき説明＞

それでは，事務局から概要のみ説明する。

第1条は設置目的，第2条では，この協議会の所掌事務として4項目の協議事項が記載している。第3条は設置期間について，国の定める改革推進期間である令和7年度末までとしている。第4条は委員の人数，第5条第1項では，委員について各号に掲げる者および組織に属する者のうちから教育長が委嘱することと定めている。第5条第2項では，協議事項について指導助言を求めるためのアドバイザーの設置について，第3項では，委嘱期間および委員の交代があった場合の任期について定めている。第6条は，会長と副会長について，第7条は，会議の運営について，また，第4項では，意見等を聴くための委員以外の出席について定めている。第8条は協議会の庶務，第9条は本要綱に定めるもの以外の運営事項について，協議会に諮って定めることとしている。

以上となるが，ただ今の説明について，委員から，質問等あるか。

(委員)

＜特になし＞

5 議事

(1) 会長・副会長の選出について
(事務局)

会長・副会長の選出については，設置要綱第6条第2項の規定により，委員の互選により定めることとなっている。委員にお諮りするがいかがするか。

＜「事務局一任」の声＞

ただいま，事務局一任との声があったがいかがか。

＜「異議なし」の声＞

異議がないようなので事務局から提案する。会長は佐竹委員を，副会長は田上委員と考えるが，就任について拍手をもって，承認いただきたい。

＜拍手で承認＞

＜席を移動後，会長・副会長就任挨拶＞

それでは，ここから協議会の進行は，佐竹会長にお願いしたい。

6 説明2

(1) 学校部活動の地域連携・地域移行等について

(会長)

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料2「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【概要】」に基づき説明>

学校部活動は、学校教育の一環として、これまで大きな役割や意義を担ってきたところだが、日頃の指導や休日の大会引率、保護者や生徒のニーズに応じて学校部活動を維持するために競技経験のない教員が顧問となるなどの教員の業務負担に加え、深刻な少子化の進行に伴う学校部活動数の減少による生徒の選択肢の減少など、課題も多く、現状のままの学校部活動体制の維持が難しく、将来的に生徒が多様なスポーツ・文化芸術に親しむ機会の減少を招くおそれがある。

国においては、令和4年6月、8月に、スポーツ庁および文化庁が設置した各検討会議から出された提言を踏まえ、12月にはスポーツ庁・文化庁連名で「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示され、令和5年度から令和7年度末までの3年間を改革推進期間とし、まずは、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を段階的に図ることとされた。

資料2では、「Ⅰ 学校部活動」において、既存の学校部活動については、教員の部活動への関与のあり方を含めた適正な運営や、部活動指導員などの外部指導者の確保を求めており、「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」においては、運営団体や実施主体の整備、人材バンクの整備や教員の兼職兼業による指導者の確保、負担軽減や困窮家庭への支援について示されている。これらの取り組みについては、「Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」において、まずは、休日における取り組みを地域の実情に応じて段階的に推進するものとされており、地域移行が困難な場合には、部活動指導員等や合同部活動の導入といった学校部活動の地域連携により、生徒がスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保するものとされている。

また、取り組みの推進にあたっては、行政機関の担当部署や地域スポーツ文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を立ち上げるとともに、各自治体において推進計画を策定することを求めている。

ここで、本日、アドバイザーとして出席の深見渡島教育局教育支援課長から、北海道における部活動の地域移行等にかかる動向について、お話をいただきたいが如何か。

(会長)

それでは、深見課長お願いします。

(深見渡島教育局教育支援課長)

北海道の動向については、この3月に、参考資料3として添付されている「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」を策定し、全道の取組を進めているところである。

また、国のスポーツ庁の運動部活動の移行に関する事業については、市部では、札幌、旭川、伊達、登別、留萌、北見の各市などが今年度取組を進めているところである。また、文化庁の事業は蘭越町、遠軽町が大学との連携により指導者を確保するなどの取組を始めているところである。

渡島管内の各市町についても、検討会議の立ち上げ準備等に取り組んでいるところと承知しているが、今後取組を進めていくに当たっての共通の課題として、検討会議でゼロから議論していくのか、ある程度、市町で案を固めた状態で進めていくのか兼ね合いが難しい、共通理解を得ながら制度設計も進めることを同時並行で進めるのが難しいということを各市町の担当者から聞いているところ。

地域・市民の理解を得るには市町の規模が大きくなれば対象も多くなる一方で、市町の規模が小さい場合指導者の不足に直面するといった難しさがある。

道教委としては、市町の取組を支援するため、各教育局に、次長をリーダーとしたサポートチームを設置しており、今回の参加についても支援の一つとの位置付けである。また、連絡会議という形で、管内の11の各市町の担当者が参加して、子どもたちのためにどんな体制を考えていけるのか、情報交流できるよう支援していく。

(会長)

引き続き、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料3「函館市学校部活動の概要について」に基づき説明>

それでは、本市の学校部活動の概要について説明する。

最初のページは、市内中学校における部活動数である。令和5年5月1日現在で、函館市内中学校には9競技88部の運動部と14種目38部の文化部が設置されており、学校に設置されている部活動の多い競技・種目としては、サッカー部が16校、バスケットボール部、バドミントン部が13校、野球部、吹奏楽部が12校となっている。また、今年度の中体連の大会には、複数の学校が1つの合同チームとして、サッカーが3チーム、バスケットボールが1チーム、野球が2チーム、バレーボールが1チーム参加している。

2ページは、学校部活動に加入している生徒数である。市内中学生のうち、約7割が部活動に加入しており、そのうち、運動部には約5割、文化部には約2割の

生徒が加入している。加入生徒数が多い部活動は、バスケットボール部、バドミントン部、吹奏楽部、卓球部、サッカー部、美術部の順になっている。

3 ページは、各学校部活動における顧問の配置数であり、部活動の顧問をしている教員の中で、担当している部活動の種目・分野における専門性がない教員の割合は、約6割となっている。

4 ページは、部活動地域支援者の配置数であり、学校部活動で専門的な知識や経験を有する教員を顧問として配置できない、または、部員数が多いため、顧問教員以外の指導者の補完が必要な部活動に対して、市の予算で現時点において27名配置している。

5 ページは、学校以外のクラブチーム等への生徒の参加状況であり、クラブチームに所属している生徒数は、学校で把握している生徒数のみであり、正確な調査を行ったものではなく参考としてご覧いただきたい。

なお、今年度から中体連にクラブチームの参加が認められ、函館地区では陸上は2チーム、バレーボールが1チーム、柔道が1チーム参加しているほか、水泳、柔道、剣道、新体操など、一部の個人種目において、生徒が中体連に参加する場合に、生徒の所属する学校にはない部活動であっても、当該校の教員が引率等を行っている実態がある。

(会長)

ただ今の事務局およびアドバイザーからの説明について、委員から、質問等あるか。

(委員)

<特になし>

(2) 函館市の取り組みについて

(会長)

次に「函館市の取り組みについて」事務局から説明する。

(事務局)

<資料4 「函館市学校部活動の地域連携や地域移行のイメージ」に基づき説明>

本市の取り組みについて、教育委員会としては、部活動の地域移行に向けては様々な課題があり、地域や学校の実情等に応じて、段階的に地域移行の実現を目指していく考えである。

このため、当面は、学校が主体となり、学校教育の一環としての学校部活動における地域連携の取り組みと、地域が主体となり、社会教育の一環としての地域クラブ活動への地域移行が並存する形になるものと考えており、国が位置付けている令和5年度から令和7年度までの3年間の改革推進期間に、まずは、休日の学校部活動の地域連携や地域移行について検討を進める。

検討する具体的内容としては、地域連携においては、令和5年3月に改訂した「市立学校に係る部活動の方針」を踏まえながら、部活動数等の精査、合同部活動（合同チーム、拠点校）の整備、部活動指導員（会計年度任用職員）の任用整備、部活動指導員等の人材確保、研修の実施、大会等への参加引率、運営従事、ICTを活用した遠隔指導体制の整備となっており、地域移行については、運営団体・実施主体の整備、運営費等の財源確保、指導者の確保、研修の実施、活動場所の確保、適切な会費の設定と保護者等の負担軽減、謝礼金や大会引率旅費など指導者の負担の在り方、大会派遣補助金の見直し、傷害保険の補償内容、管理体制、教職員の兼職・兼業制度の整備、生徒、保護者、地域住民等への周知、ICTを活用した遠隔指導体制の整備と多岐にわたる内容となる。

そのため、国が位置付けた令和5年度から令和7年度までの改革推進期間内にすべての競技や種目において休日の地域連携や地域移行を完了することは、極めて難しいものと考えており、令和8年度以降も引き続き取り組んでいく方向である。

（会長）

ただ今の事務局からの説明について、委員から、質問等あるか。

（委員）

<特になし>

7 その他

（1）今年度の開催予定について

（会長）

次に、「今年度の開催予定について」、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

今後の協議会の開催予定について説明する。

第2回協議会は、8月の開催を予定しており、北海道のアドバイザー支援事業を活用し、本市のような規模の自治体における地域移行の実施体制の構築や、児童生徒、保護者、教職員を含めた地域住民の理解促進や参画、指導者の人材確保などについての助言をいただくための講演を行う予定である。

3回目以降は、概ね隔月で、10月、12月、2月の実施を予定している。

学校部活動の地域移行については、今後実施する児童生徒や保護者、教職員等を対象としたアンケート調査や先進地視察調査、それらを踏まえた函館市としての地域移行に向けた推進計画（素案）に対する検討・協議を進めたいと考えている。推進計画は、その趣旨や内容等を広く公表し、市民からの意見を受けるパブリックコメントの手続を経て、次年度令和6年度までの2年間をかけて策定する予定である。

学校部活動の地域連携は、部活動指導員の配置や拠点校方式による合同部活動など、できるところから順に取り組む方向で考えている。

協議会の開催時期等は、協議の状況等により、多少変更となることもあるので、了承願いたい。会議の開催の際は、改めて日程調整したうえで、事務局から案内するので、委員の協力をお願いしたい。

(会長)

ただ今の事務局からの説明について、委員から、質問等あるか。

(委員)

<特になし>

(2) その他

(会長)

その他として委員の皆様から何かあるか。

(委員)

<特になし>

(会長)

この協議会は、本市における学校部活動のあり方および地域連携・地域移行等の進め方に関することや、学校部活動や地域クラブ活動の仕組みづくりや運営方法などを協議するため設置されている。

具体的には、先ほど、事務局から説明のあったとおり、今後、教育委員会が行う児童生徒や保護者等へのアンケート調査の結果や先進地の視察の状況も参考としながら、本市の部活動の地域移行等に向けての協議を行う。委員の皆様のご協力をお願いしたい。

8 閉会

(会長)

以上をもって、令和5年度第1回函館市学校部活動の地域連携・地域移行等に関する協議会を終了する。